

表彰等に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下本会という）が行う表彰及び各種団体表彰候補者の推薦に関し必要な事項を定める

(表彰基準)

第2条 本会は、正会員又は賛助会員のうち次の各号の一つに該当する者を表彰する

- (1) 本会の発展に功績が顕著であったもの
- (2) 本会の運営に献身努力したもの
- (3) 診療放射線技師の名声を高める学術研究を行ったもの
- (4) 診療放射線技師として特に他の模範となるべきもの
- (5) その他会長あるいは理事会が妥当と認めたとき

(表彰委員会)

第3条 表彰に関する選考を行うため、表彰委員会をおく

2. 表彰委員会は会長の諮問機関とし、担当常務理事1名を含む理事・参事の合計5名以内で構成する
3. 表彰委員会は表彰に関する事項を審議し、その結果を会長に答申する

(審議)

第4条 表彰の審議は、表彰委員会の答申を得て、会長・副会長が行うものとする

(申請)

第5条 表彰の申請は、本会組織運営規程に定める支部長あるいは本会正会員20人以上の推薦により行うことができる

(時期)

第6条 表彰は定期総会において会長が行う

2. 特別に必要なときはその限りではない
3. 各種団体に関しては、当該団体の規定に準拠する

(方法)

第7条 表彰は表彰状を授与して行うものとし、副賞を付与することもできる

(感謝状)

第8条 本会事業の遂行にあたり、積極的に協力あるいは援助したものに対し感謝状を贈ることができる。

2. 感謝状の贈呈は理事会の決議により、会長がこれを贈る

(叙勲等)

第9条 本会から叙勲、大臣表彰、知事表彰等の各種団体の表彰に関し、申請または推薦を行う場合は、
本規程第2条から第4条の規定に準拠して行う

2. 当該団体の表彰規程等に該当する者であること
3. 推薦該当者は推薦を保留する事ができる。但し、保留期間は1年とする

昭和60年11月28日制定同日施行

昭和62年9月6日改正同日施行

平成3年1月12日改正

平成25年11月14日改正